

郡上市指定介護予防支援事業運営規程（平成18年3月31日訓令第5号）

最終改正:令和6年9月4日訓令第7号

改正内容:令和6年9月4日訓令第7号〔令和6年10月1日〕

○郡上市指定介護予防支援事業運営規程

平成18年3月31日訓令第5号

改正

平成19年4月1日訓令第43号

平成22年1月28日訓令第2号

令和6年9月4日訓令第7号

郡上市指定介護予防支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 郡上市が開設する郡上市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じ、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、関係機関及び住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 郡上市地域包括支援センター

（2）所在地 郡上市八幡町島谷228番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

（2）担当職員

保健師 1人以上（常勤）

主任介護支援専門員 1人以上（常勤）

介護支援専門員 1人以上（常勤）

社会福祉士 1人以上（常勤）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（3）事務職員 1人以上（常勤）

必要な事務を行う。

（利用時間）

第5条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（休業日）

第6条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、電話による相談については、年間を通じて対応するものとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（2）日曜日及び土曜日

（3）12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて臨時に休業日を定め、又は休業日を変更することができる。

（事業の提供方法、内容及び利用料の額等）

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条及び第31条の規定に従って行う。

2 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は自宅等とする。

3 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額については、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に従うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、郡上市とする。

（事故発生時の対応）

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（高齢者虐待の防止）

第10条 センターは、利用者等の人権を擁護し、及び虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

（2）前号の委員会の設置及び虐待防止のために必要な事項を定めた指針を整備する。

（3）担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（運営についての留意事項）

第11条 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

3 センターは、利用者からの苦情に対しては、センター内における対応会議等を経て適切に対応し、その内容について市へ報告するものとする。

（その他）

第12条 この訓令に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、センターの管理者が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第43号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月28日訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月4日訓令第7号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

---